#### 鳥取県告示第213号

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(昭和54年鳥取県条例第32号)第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第255号(鳥取県立生涯学習センターの利用料金について)は、平成21年3月31日限り、 廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 利用料金

## (1) 施設利用料等

区 分	社会教育活動のために利用する場合 社会教育活		社会教育活動以外の	外のために利用する場合	
	施設利用料	冷暖房料	施設利用料	冷暖房料	
ホール	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	
	2,500円	500円	5,000円	1,500円	
講 義 室	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	
	1,000円	200円	1,900円	600円	
パソコン研修室	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	
	350円	70円	700円	210円	
大 研修室	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	
	480円	90円	800円	240円	
中 研修 室	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	
	290円	50円	500円	160円	
小研修室(洋室)	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	
	200円	40円	300円	100円	
小研修室(和室)	1時間につき	1時間につき	1時間につき	1時間につき	
	200円	40円	300円	100円	
ロビー・ホワイエ	1平方メートル		1平方メートル		
	1目につき	_	1日につき	_	
	30円		50円		
団 体 交 流 室	1平方メートル	施設利用料の100			
	1月につき	分の35に相当する			
	1,330円	額(1円未満の端	_	_	
		数は切り捨てるも			
		のとする。)			

### 備考

- 1 ホール、講義室、パソコン研修室又は研修室の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1日未満であるとき、 又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1日未満の端数があるときは、それぞ れ1平方メートル又は1日として計算するものとする。
- 3 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

# (2) ホール設備利用料

区分	利用料		
ワイヤーレスマイクロホン	1本1時間につき	100円	
ダイナミックマイクロホン	1本1時間につき	50円	
コンデンサーマイクロホン	1本1時間につき	50円	
エレベーターマイクロホン	1本1時間につき	100円	
プレーヤー	1台1時間につき	100円	
MDプレーヤー	1台1時間につき	150円	
テープレコーダー	1台1時間につき	100円	
ステージスピーカー	1式1時間につき	50円	
ピンスポットライト	1台1時間につき	200円	
シーリングライト	1台1時間につき	150円	
トーメンタルライト	1台1時間につき	100円	
ボーダーライト	1回路1時間につき	100円	
アッパーホリゾントライト	1回路1時間につき	100円	
ローホリゾントライト	1回路1時間につき	100円	
1キロワットサスペンションライト	1台1時間につき	100円	
0.5キロワットサスペンションライト	1台1時間につき	50円	
ステージスポットライト	1台1時間につき	50円	
フットライト	1回路1時間につき	50円	
エフェクトマシン	1台1時間につき	50円	
スポックス	1台1時間につき	50円	
16ミリ映写機	1台1時間につき	510円	
スライド映写機	1台1時間につき	340円	
音響反射板	1式1時間につき	460円	
ピアノ	1台1時間につき	200円	
オーバーヘッドプロジェクター	1台1時間につき	100円	
液晶プロジェクター	1台1時間につき	350円	
コンセント	1日1キロワット1時間につき	50円	

## 備考

- 1 設備の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 ダイナミックマイクロホン、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクロホンについては実際に使用した本数から1本を減じた数を、シーリングライトについては実際に使用した台数から4台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に使用した回路数から2回路を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。
- 4 コンセントの使用電力量が1キロワットに満たないとき、又は使用電力量に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

# (3) ホール設備以外の設備利用料

区分	利用料	利用料	
ピアノ	1台1時間につき	200円	
液晶プロジェクター	1台1時間につき	80円	
研修室パソコン	1台1時間につき	120円	
研修室パソコン用プリンター	1枚につき	20円	

1口1キロワット1時間につき 50円

## 備考

- 1 ピアノの利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
- 4 コンセントの使用電力量が1キロワットに満たないとき、又は使用電力量に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

## 2 承認年月日

平成21年3月13日